

徳島県告示第四百二十六号

徳島県立牟岐少年自然の家の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年徳島県条例第六十五号）第十一条第二項後段の規定に基づき、徳島県立牟岐少年自然の家の利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 利用料金の額

その一 基本料金

区分	単 位	利 用 料 金 の 額
基本料金	一人一日	一一〇円

その二 特別料金

区分	単 位	利 用 料 金 の 額	宿 泊 室	
			少年及びこれに準ずる者	その他の者
キャンプ用毛布	一枚一日	六〇円		
炊事用具	一式一日	一七〇円		
テント	一人一日	五〇円		
			一人一日	六五〇円
			一人一日	四四〇円

備考

- 1 基本料金は、全ての利用者から徴収する。
- 2 特別料金は、その二の表に掲げる施設又は物品を利用する利用者から徴収する。
- 3 県内の少年（指導者を含む。）が、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の規定に基づき教育課程として利用する場合の利用料金の額は、その一の表及びその二の表並びに前二項の規定にかかわらず、宿泊室又はテントを利用するときにあつては一人一日につき百十円、これらを利用しないときにあつては無料とする。
- 4 その一の表及びその二の表並びに前項において「一日」とは、二十四時間以内の時間をいう。
- 5 その二の表において「これに準ずる者」とは、学齢に達しない者及び高等学校の生徒、大学の学生その他の生徒又は学生をいう。

二 適用開始年月日

令和元年十月一日